

証券コード 1967
2023年5月31日
(電子提供措置の開始日2023年5月23日)

株 主 各 位

群馬県前橋市古市町118番地
株 式 会 社 ヤ マ ト
代表取締役社長執行役員 町 田 豊

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第78回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamato-se.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードに1967を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



各種感染症予防の観点から、本株主総会につきましても、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、株主様の健康と安全を最優先と考え、事前の書面による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月14日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月15日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 群馬県前橋市古市町118番地 当社 本社2階 会議室
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第78期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.yamato-se.co.jp>) においてお知らせいたします。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本年も株主総会後のお土産の配布は中止とさせていただきます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください)

日時
2023年6月15日（木曜日）
午前10時



行使期限 2023年6月14日（水曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

<p>議決権行使書</p> <p>株式会社ヤマト 御中</p> <p>私は、2023年6月15日開催の貴社第78回定時株主総会（議決権または議案を含む）における各議案につき、右記（賛否の印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2023年 月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示がされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。</p> <p>株式会社ヤマト</p>	<p>株主番号</p> <p>議決権行使票数</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案</th> <th>第3号議案 (下の候補者を除く)</th> <th>第4号議案</th> <th>第5号議案</th> </tr> <tr> <td>賛否表示欄</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案	第5号議案	賛否表示欄	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	<p>お 照 会</p> <p>1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月14日午後5時30分までに到着するようご返送ください。</p> <p>2. 第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考資料」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。</p> <p>3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。</p> <p>株式会社ヤマト</p>
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案	第5号議案															
賛否表示欄	○	○	○	○	○															
	○	○	○	○	○															

株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

↑ こちらを切り取ってご返送ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印 ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案	第5号議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

取締役会の意見に **反対される** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案	第5号議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

事業報告

(2022年3月21日から)
(2023年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症への各種政策の効果もあり景気の持ち直しの動きが見られます。しかし、国際情勢の深刻化や物価の上昇、供給面での制約、世界的な金融引き締め政策による景気鈍化の影響もあり、今後の先行きは依然として不透明な状況にあります。

建設業界においては、公共投資は関連予算の執行により底堅く推移しており、民間設備投資は徐々に持ち直しの傾向にあります。しかしながら建設資材価格やエネルギー価格の高騰等の影響、また、技能労働者の高齢化による生産能力への影響、生産システム改革の遅れが長期化してきており、当社グループを取り巻く経営環境の先行きは依然として楽観できない状況にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは総力をあげて当社グループの独自の技術・商品を活用したビジネスモデルにより市場に寄り添った営業活動、デジタル技術を活用した生産システムの改革等、業態変革を図ってきました。この結果、当連結会計年度の受注高は前連結会計年度比27.0%増の508億1千4百万円、売上高は前連結会計年度比2.4%減の445億円、翌連結会計年度への繰越高は前連結会計年度末比25.0%増の315億6千5百万円となりました。

利益面では、営業利益は前連結会計年度比36.4%減の23億3千8百万円、経常利益は前連結会計年度比27.6%減の28億2千1百万円、特別利益として政策保有株式（上場株式）の売却により投資有価証券売却益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比25.0%減の20億6千7百万円となりました。

工事別概況は次のとおりであります。

〔建築・土木〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比14.8%減の35億2千8百万円、完成工事高は、前連結会計年度比6.7%増の39億1千1百万円となりました。

〔空調・衛生〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比26.5%増の323億6千2百万円、完成工事高は、前連結会計年度比5.4%減の263億2千5百万円となりました。

〔電気・通信〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比57.2%増の70億5千5百万円、完成工事高は、前連結会計年度比40.6%増の66億7千3百万円となりました。

〔水処理プラント〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比50.6%増の58億9千3百万円、完成工事高は、前連結会計年度比20.8%減の55億3千3百万円となりました。

〔冷凍・冷蔵〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比1.3%増の19億2千9百万円、完成工事高は、前連結会計年度比13.8%減の20億1千2百万円となりました。

工事別の受注工事高、完成工事高および繰越工事高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分 (工事別)	前期繰越高 会計方針変更前	前期繰越高 会計方針変更後	当期受注 工事高	当期完成 工事高	次期繰越 工事高
建築・土木	1,776	2,100	3,528	3,911	1,717
空調・衛生	15,952	15,403	32,362	26,325	21,440
電気・通信	2,730	2,673	7,055	6,673	3,055
水処理プラント	4,748	4,736	5,893	5,533	5,096
冷凍・冷蔵	455	338	1,929	2,012	255
計	25,664	25,251	50,770	44,455	31,565

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用しており、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

その他事業売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類別	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
不動産管理	—	32	32	—
リース収益 (空調・衛生)	—	11	11	—
計	—	44	44	—

(注) 1. 不動産管理事業は株式会社ロードステーション前橋上武が運営する道の駅まえばし赤城に基づくものであります。
2. リース収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づくものであります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は10億6千5百万円であり、その主なものは、施設利用権の取得に係る支出であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しについては、新型コロナウイルス感染症への各種政策の効果や賃金上昇の動きもあり景気の持ち直しが予想されますが、長引く国際情勢の不安定化や国内外の金利政策の変化等を注視することが必要と思われれます。

建設業界においては、関連予算の執行により堅調に推移する公共投資の増加に加え、民間設備投資においても、社会経済活動の正常化が進んだことにより国内景気が持ち直し、機械投資やデジタル関連投資を中心に増加することが期待されるものの、資機材価格の上昇は続くものとみられ、また、技能労働者の高齢化や現場労働者数の減少は建設業における喫緊の課題であり、今後はデジタル技術を活用した、より生産効率を高めた生産システムの構築が進むものと思われれます。

このような状況に対応すべく、当社グループは2024年3月期を初年度とする3か年の中期経営計画を策定いたしました。

当社グループは、以下の3点を成長戦略とした「中期経営計画」（2023～2025年度）を推進してまいります。

1. コア事業の強化・拡大

当社の強みである「カタチにする力」（見える化・工業化）を更に推進し、高品質・高評価・高収益につなげる

- ・品質向上、ものづくり体制の確保・強化
- ・競争の強化
- ・顧客の拡大

2. グリーンイノベーションの推進

地方都市の脱炭素社会実現のため、環境性・快適性・経済性がバランスする技術・サービスの提供

- ・資源の有効活用
- ・省エネルギーの強化
- ・再生可能エネルギーの拡大

3. 経営基盤の強化・地域貢献

変化に対応し、継続的に成長するための人的資本投資とDX、ガバナンスを強化、エッセンシャル企業として地域貢献

- ・モチベーションの向上（長く安心して働ける環境整備など）

- ・ガバナンスの強化（グループでのガバナンスレベル向上など）
- ・地域貢献（2023年3月21日に開業した「道の駅まえばし赤城」の事業運営など）

当社グループは、本計画の目標達成に向けて、総力をあげて取り組んでまいります。

ひとを育て、技術を磨き、イノベーション（新しい価値創造）を起こして、地域とひとの幸せを創造する企業を目指し、さらなる努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

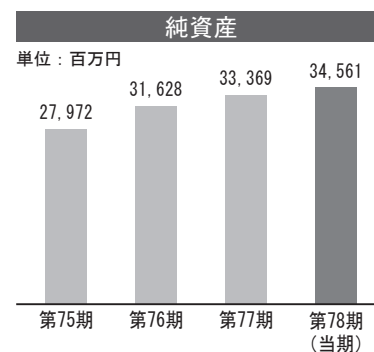
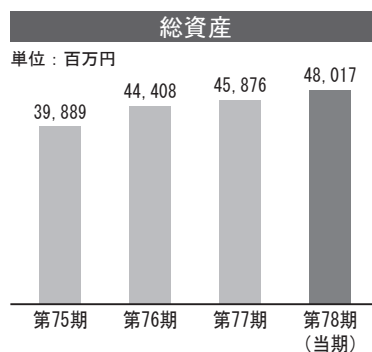
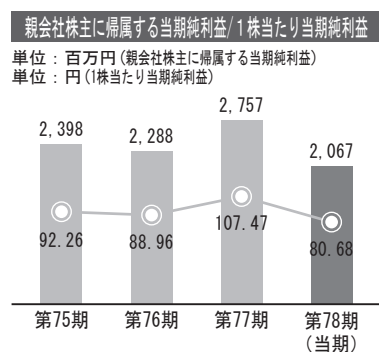
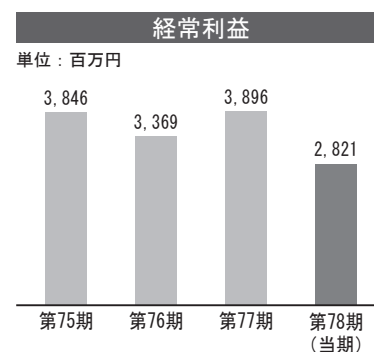
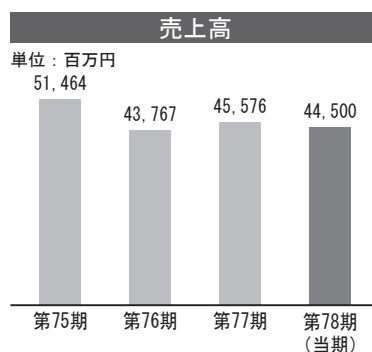
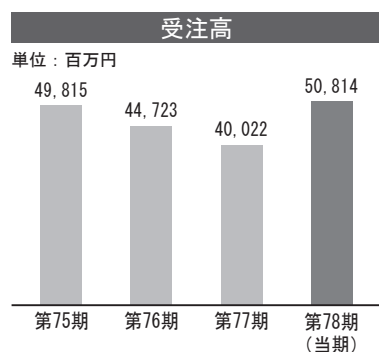
2023年2月24日付けで上毛建設株式会社の株式（40%）を取得し、関連会社（持分法適用会社）にいたしました。

(9) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 75 期 (2020年3月期)	第 76 期 (2021年3月期)	第 77 期 (2022年3月期)	第78期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
受 注 高	49,815	44,723	40,022	50,814
売 上 高	51,464	43,767	45,576	44,500
経 常 利 益	3,846	3,369	3,896	2,821
親会社株主に帰属する当期純利益	2,398	2,288	2,757	2,067
1株当たり当期純利益	92 ^円 26 ^銭	88 ^円 96 ^銭	107 ^円 47 ^銭	80 ^円 68 ^銭
総 資 産	39,889	44,408	45,876	48,017
純 資 産	27,972	31,628	33,369	34,561

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(10) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者、一般建設業者として国土交通大臣許可を受け、建築・土木、空調・衛生、電気・通信、水処理プラント、冷凍・冷蔵に関する工事の設計・監理および施工ならびに、これらに関連する事業を行っております。また、大和メンテナンス株式会社および株式会社埼玉ヤマトは、当社が施工しております上記各種工事に関わる修理工事、維持管理業務の一部を施工しております。株式会社ヤマト・イズミテクノスは、当社から独立した営業による電気設備工事の設計・監理および施工と当社が施工しております上記各種工事に関わる電気設備工事の一部を施工しております。また、大和ビジネスサービス株式会社は、当社の事務処理業務を受託しております。なお、大和ビジネスサービス株式会社は、2023年3月20日付で解散し、同社の業務は当社が引き継ぐこととしております。箱島湧水発電PFI株式会社は、水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売却業務を事業としております。株式会社大塚製作所は、鉄骨の設計・加工・建築施工をしております。株式会社テンダーは、内装工事を施工しております。株式会社サイエイヤマトは、当社から独立した営業による空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検と当社が施工しております上記各種工事に関わる保守、点検の一部を施工しております。株式会社ロードステーション前橋上武は、道の駅まえばし赤城の企画、設計および建設、運營業務を事業としております。日新設計株式会社は、土木と建築の総合企画設計監理を行っております。株式会社スズデンは、電気工事、電気通信工事を施工しております。上毛建設株式会社は、群馬県の北毛地区における土木工事業を行っております。

(11) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市
東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
埼 玉 支 店	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
栃 木 支 店	栃 木 県 宇 都 宮 市
横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
千 葉 支 店	千 葉 県 千 葉 市 中 央 区
高 崎 支 店	群 馬 県 高 崎 市
東 北 支 店	宮 城 県 大 崎 市
朝 倉 工 場	群 馬 県 前 橋 市
大和メンテナンス株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株式会社埼玉ヤマト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株式会社ヤマト・イズミテクノス	埼 玉 県 ふ じ み 野 市
大和ビジネスサービス株式会社	群 馬 県 前 橋 市
箱島湧水発電PFI株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株式会社大塚製作所	群 馬 県 前 橋 市
株式会社テンダー	群 馬 県 前 橋 市
株式会社サイエイヤマト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株式会社ロードステーション前橋上武	群 馬 県 前 橋 市
日新設計株式会社	宮 城 県 仙 台 市 太 白 区
株式会社スズデン	山 形 県 山 形 市

(注) 2023年3月20日付で大和ビジネスサービス株式会社は解散いたしました。

(12) 従業員の状況

従業員数	(前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,106名	(3名 増)	43.3 歳	15.2 年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、いずれも小数点第2位以下を切り捨てて表示してあります。

(13) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大和メンテナンス株式会社	30	100 %	当社施工工事等に関わる修理工事・維持管理業務
株式会社埼玉ヤマト	30	100	当社施工工事等に関わる修理工事・維持管理業務
株式会社ヤマト・イズミテクノス	30	100	電気設備工事の設計、監理、施工
大和ビジネスサービス株式会社	10	100	当社事務処理に関わる業務の受託
箱島湧水発電PFI株式会社	20	100	水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売却事業
株式会社大塚製作所	20	100	鉄骨の設計・加工・建築施工
株式会社テンドー	25	100	内装工事業
株式会社サイエイヤマト	20	100	空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検
株式会社ロードステーション前橋上武	100	60	道の駅まえばし赤城の企画、設計及び建設、運営業務
日新設計株式会社	14	100	土木と建築の総合企画設計監理
株式会社スズデン	20	100	電気工事業、電気通信工事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の11社であります。
2. 2023年3月20日付で大和ビジネスサービス株式会社は解散いたしました。

(14) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社群馬銀行	907
株式会社東和銀行	300
株式会社オリエンタルコンサルタンツ	312

- (注) 株式会社オリエンタルコンサルタンツは、当社の連結子会社である株式会社ロードステーション前橋上武の主要株主であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,356,155株（自己株式 1,571,497株を除く）
- (3) 株主数 3,214名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ヤマト社員持株会	1,512 ^{千株}	5.96 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,483	5.85
株式会社群馬銀行	1,251	4.93
株式会社東和銀行	1,219	4.81
高砂熱学工業株式会社	1,010	3.98
株式会社三晃空調	1,000	3.94
みどり共栄会	960	3.78
株式会社第四北越銀行	874	3.44
損害保険ジャパン株式会社	751	2.96
株式会社横浜銀行	594	2.34

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（1,571,497株）を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年12月9日開催の取締役会決議に基づき、自己株式299,200株を総額230,805,900円で取得しております。

(ご参考) 政策保有株式について

当社は、取引先との関係を強化することが、より安定した企業経営に資するとの認識のもと、株式を保有しております。

当該方針に照らして保有意義の低下した株式は縮減する方針としております。

2023年3月期の上場株式売却実績は、7銘柄、746,381千円であります。

当社が保有する政策保有株式の当期末の貸借対照表計上額は、6,600,170千円、保有銘柄数は79銘柄（うち上場株式58銘柄）となっております。

- ・ 2023年3月期に売却した上場株式 7銘柄、746,381千円

- ・ 政策保有株式の保有状況

銘柄数（うち上場株式）	貸借対照表計上額
-------------	----------

2022年3月期 84銘柄（64銘柄）	6,835,433千円
---------------------	-------------

2023年3月期 79銘柄（58銘柄）	6,600,170千円
---------------------	-------------

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	町 田 豊	業務執行最高責任者 株式会社埼玉ヤマト 代表取締役社長 株式会社テンダ 代表取締役社長 株式会社サイエイヤマト 代表取締役社長 株式会社ロードステーション前橋上武 代表取締役
取締役副社長執行役員	吉 井 誠	事業本部長兼購買部担当 大和ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 箱島湧水発電PFI株式会社 代表取締役社長 株式会社大塚製作所 代表取締役社長
取締役専務執行役員	片 沼 聡	冷熱部担当 株式会社ヤマト・イズミテクノ 代表取締役社長
取締役常務執行役員	北 村 誠	横浜支店・東京支店・千葉支店担当
取締役執行役員	齋 藤 利 明	温浴事業部長
取締役執行役員	藤 井 政 宏	管理本部長
取締役執行役員	鳥 居 博 恭	企画推進部長 生産システム開発担当
取 締 役	石 田 哲 博	株式会社エフエム群馬相談役
取 締 役	河 本 榮 一	河本工業株式会社代表取締役会長
常 勤 監 査 役	横 堀 元 久	
監 査 役	石 田 修	株式会社横浜スタジアム監査役 三菱鉛筆株式会社社外監査役
監 査 役	金 井 祐 二	

- (注) 1. 取締役 石田 哲博氏および取締役 河本 榮一氏は社外取締役であります。
2. 監査役 石田 修氏および監査役 金井 祐二氏は社外監査役であります。
3. 監査役 石田 修氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 金井 祐二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役 石田 哲博氏、社外取締役 河本 榮一氏、社外監査役 石田 修氏、社外監査役 金井 祐二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役 金井 祐二氏は、2022年6月27日付けでぐんぎん証券株式会社の代表取締役社長を退任いたしました。
7. 取締役副社長執行役員 吉井 誠氏は、2023年3月20日付けで大和ビジネスサービス株式会社の解散により、同社 代表取締役社長を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の役員報酬等の総額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	88	77	-	10	7
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	-	-	1
社外取締役	6	6	-	0	2
社外監査役	5	5	-	-	2

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む。)は98百万円であります。
 2. 連結報酬等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は、記載しておりません。
 3. 上記報酬等の額のほか、2022年3月7日に逝去した取締役1名に対して、役員退職慰労金として、148,362千円支給しております。なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

② 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの当該株主総会の決議年月日および当該決議の内容

取締役の報酬等の総額は、1993年6月15日開催の第48回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、監査役の報酬等の総額は、1994年6月15日開催の第49回定時株主総会において、年額3,000万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、役員の報酬は年額をもって決定しております。

取締役の退職慰労金については、「取締役の退職慰労金支給規定」に基づき、引当金を計上しております。また、監査役の退職慰労金については、2017年6月15日開催の第72回定時株主総会において「監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」を決議しております。

③ 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持を図り、当社の取締役に求められる役割と責任に応じた報酬水準及び報酬体系になるように設計するものとしております。

2) 当社の取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の報酬は、月額報酬、賞与、退職慰労金で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、賞与を支給いたしません。具体的な金額については、次のとおり決定しております。

I. 月額報酬

「役員の報酬基準」に基づき、役位、職責、在任年数等に応じて地域企業水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、支給します。

II. 賞与

会社業績に応じて当該取締役の役位や職責等を勘案して決定し、支給します。

III. 退職慰労金

「取締役の退職慰労金支給規定」に基づいて決定し、毎年一定額を引き当てて、退任時に一括して支給します。

- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内かつ「役員の報酬基準」に基づき作成した報酬案を取締役に諮り、報酬案に対して独立社外役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬体系は、固定報酬のみであります。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内で、取締役会により一任された代表取締役社長執行役員業務執行最高責任者町田豊が、取締役会で承認された「役員の報酬基準」に基づき、前事業年度の実績と当該役員の役位等に応じた報酬額を決定しております。また取締役会が、代表取締役社長執行役員業務執行最高責任者町田 豊に委任した理由につきましては、業務執行最高責任者として当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適していると判断していることに拠ります。

- ⑥ 監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、監査役の協議で決定しております。また、監査役は監査をそれぞれ適正に行うため、独立性を確保する必要があることから固定の月額報酬のみ支給します。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役石田哲博氏の兼職先である株式会社エフエム群馬と当社の間には、期中においてエフエム群馬新社屋放送弱電工事やラジオ広告等の取引がありますが、その取引額は当社および同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。また、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役河本榮一氏の兼職先である河本工業株式会社と当社の間では、業務及び資本提携契約を締結しており、期中においてコミュニティーモール新築工事等の取引がありますが、その取引額は当社および同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。また、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役石田 修氏の兼職先である株式会社横浜スタジアムおよび三菱鉛筆株式会社と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役金井祐二氏の兼職先であったぐんぎん証券株式会社と当社の間には、期中において金融商品等の取引がありますが、その取引額は当社および同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。また、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動の状況および社外取締役・社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石田 哲 博	当事業年度開催の取締役会13回のうち全てに出席し議案の審議等につき、長年にわたる行政機関での見識を活かし、マスメディアの取締役として経験豊富な経営者の観点から、当社の経営を監督するとともに、経営全般において活発に意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 河本 榮 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し議案の審議等につき、建設分野の豊富な経験と幅広い見識を活かし、企業の代表取締役として事業運営を通じて培われた経営者の観点から、当社の経営を監督するとともに、経営全般において活発に意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 石田 修	当事業年度開催の取締役会13回のうち全てに出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会11回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監査役 金井 祐 二	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会11回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第5項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約に関する事項

当社は、当社のすべての取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の主な概要は、以下の通りであります。

- ① 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ② 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ③ 補償地域は日本国内、保険期間は2023年3月28日から1年間であります。
- ④ 当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 2022年6月15日開催の第77回定時株主総会において、新たに太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	48
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	48

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況を通じて、監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画が当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえたものとなっていることを確認した上で、監査報酬の見積額につき、会社法第399条第1項の同意を得ております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している太陽 Grant ソント
ン・アドバイザーズ株式会社に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監
査業務）として「収益認識基準に関するアドバイザリー業務」に対し7百万円を支払って
おります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査体制等に問題があると認められるなど、当社の監
査業務に重大な支障をきたすと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する
議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断したと
きは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、法令、定款、社会規範遵守はもとよりコンプライアンス規範、ヤマト行動基準に基づくコンプライアンスの組織体制、規程を整備する。
 - 2) 取締役は、率先してコンプライアンスの充実強化に努め、取締役会の構成員として経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役に報告する。
 - 3) 取締役会をコンプライアンスの最高責任機関とし、取締役会より委任を受けたコンプライアンス委員会は、コンプライアンス行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討する。
 - 4) 総務部にコンプライアンス統括室を置き、コンプライアンスに関する事項を横断的に管理統括する。
 - 5) 内部監査室は、法令、定款および諸規程等への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的として監査を実施する。
 - 6) 役職員が法令違反行為等について直接、報告、相談、通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
 - 7) 役職員に対しコンプライアンスの啓発活動、研修を定期的実施し、コンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - 8) これらの活動は、コンプライアンス委員会を通じ、定期的にと取締役会および監査役会に報告される。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 法令および文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適正に保存、記録、管理する。
 - 2) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - 3) 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの維持、向上、ならびに情報資産のリスク防止対策を確立し、その施策を推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議においてリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努める。
 - 2) 不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決すべく危機管理規程を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、経営方針その他業務執行に関する重要な事項を審議決定する。
 - 2) 取締役会で付議すべき事項、報告事項を具体的に定める取締役会規則に基づいて、取締役会の迅速かつ適切な意思決定を図る。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営理念、基本方針をグループ全体に適用し、当社グループすべての役職員に周知徹底する。
 - 2) 内部統制の基本方針に基づき子会社の遵守体制整備の指導および支援を行うとともに、企業集団としてのコンプライアンス体制を構築する。
 - 3) 子会社の事業運営に関する重要事項については、当社取締役会への付議事項、報告事項を定め、加えて事前協議等が行われる体制を構築する。
 - 4) 各子会社は、業績、財務状況については定期的に、その他重要事項はその都度報告する。
 - 5) 内部監査室は、子会社の監査を実施し、子会社の適正な業務執行を監視する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合その期間において、その使用人を置くことができる。
 - 2) 監査役を補助すべき使用人は、その他の業務を兼務しない。
 - 3) 監査役を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、監査役から会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。
 - 2) 役職員は、取締役の職務の遂行に関する不正行為を発見した場合、監査役に報告する。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員全員に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - 2) 監査役がその職務の執行につき調査を行う場合は、役職員、関係部署はこれに協力する。

- 3) 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と緊密に連携を保ち、会計監査人から監査結果について報告を受け、監査役相互間で、意見交換、協議を行う。
- 4) 監査役会の重要情報収集ならびに監査機能を確保するため、監査役は取締役会および業務執行会議に出席する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めています。

当事業年度における運用状況の主な概要は、次のとおりです。

- ① 内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）の内容の周知
「内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）」の趣旨、内容等についてヤマトイントラネットに掲載し、当社グループ全体への周知を図っております。
- ② コンプライアンス
コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス規範、ヤマト行動基準をヤマトイントラネットに掲載し、全役職員が常時閲覧可能な状態にしています。また、四半期毎にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討し、コンプライアンス統括室は、推進状況の確認および改善を促進しております。その結果に基づき内部監査室は、第3四半期にコンプライアンス監査を行っております。
役職員に対し、コンプライアンス関連のコラムをヤマトイントラネットに掲載し、啓発活動に努めております。なお、「コンプライアンス・ホットライン」について、コンプライアンス統括室および経営陣から独立した常勤監査役に窓口を設置し、内部通報しやすい環境を整備して運用しております。
- ③ リスク管理体制
不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決するため危機管理規程に基づいて、リスクの把握を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議でリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努めています。
- ④ グループ管理体制
毎月開催される業務執行会議でグループ会社の取締役から経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっています。また、内部監査室が子会社の監査を定期的実施しています。
- ⑤ 監査役の監査体制
当社の監査役は毎月、監査役会を開催し、情報交換を行い、取締役会、業務執行会議等重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っております。内部監査室が行った監査結果について、また、コンプライアンス統括室は「コンプライアンス・ホットライン」の通報・相談状況について、監査役に報告を行っております。

連結貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	28,965,669	流 動 負 債	12,212,388
現金預金	6,151,529	工事未払金	5,772,315
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	18,613,770	買掛金	90,828
有価証券	616,537	短期借入金	900,000
未成工事支出金等	2,277,722	1年内返済予定の長期借入金	39,437
その他	1,306,449	未払法人税等	561,418
貸倒引当金	△340	未払消費税等	312,252
		未払役員報酬	8,500
		未払費用	825,016
		契約負債	2,175,963
		賞与引当金	1,018,609
		完成工事補償引当金	74,941
		工事損失引当金	11,113
		その他	421,992
固 定 資 産	19,052,228	固 定 負 債	1,243,845
有 形 固 定 資 産	6,830,099	長期借入金	580,291
建物・構築物	2,882,103	繰延税金負債	501,660
機械・運搬具	333,430	役員退職慰労引当金	129,233
土地	3,148,323	その他	32,660
その他	466,241		
無 形 固 定 資 産	2,124,693	負 債 合 計	13,456,234
のれん	679,194	純 資 産 の 部	
施設利用権	870,316	株 主 資 本	32,795,110
その他	575,182	資本金	5,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	10,097,435	資本剰余金	4,730,625
投資有価証券	8,625,522	利益剰余金	23,884,470
関係会社株式	90,000	自己株式	△819,985
繰延税金資産	138,353	その他の包括利益累計額	1,743,448
退職給付に係る資産	956,208	その他有価証券評価差額金	1,459,033
その他	287,350	退職給付に係る調整累計額	284,414
		非支配株主持分	23,104
		純 資 産 合 計	34,561,663
資 産 合 計	48,017,897	負債純資産合計	48,017,897

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

売 上 高 売 上 原 価 売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益 営 業 外 収 益 受 取 利 息 及 び 配 当 金 有 価 証 券 償 還 益 受 取 賃 貸 料 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 電 力 販 売 収 益 そ の 他 営 業 外 費 用 支 払 利 息 賃 貸 費 用 有 価 証 券 償 還 損 投 資 有 価 証 券 評 価 損 電 力 販 売 費 用 そ の 他 経 常 利 益 特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 会 員 権 評 価 損 投 資 有 価 証 券 売 却 損 投 資 有 価 証 券 評 価 損 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 過 年 度 法 人 税 等 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	44,500,177 39,625,129 4,875,048 2,536,367 2,338,680 289,467 62,135 40,244 82,159 4,541 88,857 17,735 28,937 3,432 13,553 1,337 19,157 1,860 550,909 287 440 559 12,469 1,253,283 156,395 △106,024 2,057,292 9,788 2,067,081	44,500,177 39,625,129 4,875,048 2,536,367 2,338,680 567,406 84,153 2,821,933 552,769 13,756 3,360,946 1,303,653 2,057,292 9,788 2,067,081
---	---	---

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000,000	4,730,625	22,198,219	△589,146	31,339,698
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			260,553		260,553
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,000,000	4,730,625	22,458,773	△589,146	31,600,252
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△641,384		△641,384
親会社株主に帰属する当期純利益			2,067,081		2,067,081
自 己 株 式 の 取 得				△230,838	△230,838
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—		1,425,696	△230,838	1,194,857
当 期 末 残 高	5,000,000	4,730,625	23,884,470	△819,985	32,795,110

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,537,532	459,169	1,996,701	32,893	33,369,293
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					260,553
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,537,532	459,169	1,996,701	32,893	33,629,847
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△641,384
親会社株主に帰属する当期純利益					2,067,081
自 己 株 式 の 取 得					△230,838
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△78,498	△174,755	△253,253	△9,788	△263,042
連結会計年度中の変動額合計	△78,498	△174,755	△253,253	△9,788	931,815
当 期 末 残 高	1,459,033	284,414	1,743,448	23,104	34,561,663

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 …… 11社

連結子会社の名称 …… 大和メンテナンス㈱、㈱埼玉ヤマト、㈱ヤマト・イズミテクノス、大和ビジネスサービス㈱、箱島湧水発電PFI㈱、㈱大塚製作所、㈱テンダー、㈱サイエイヤマト、㈱ロードステーション前橋上武日新設計㈱、㈱スズデン

(注) 2023年3月20日付で大和ビジネスサービス㈱は解散いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 …… 1社

持分法適用会社の名称 …… 上毛建設㈱

なお、上毛建設㈱は、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社スズデンの決算日は1月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・施設利用権 …… 施設利用期間である15年～20年を耐用年数とし、定額法によりその取得原価を各事業年度に配分しております。

・のれん …… その効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。
- ③ 完成工事補償引当金 …… 完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。
- ④ 工事損失引当金 …… 受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点でまたは充足するにつれて収益を認識する

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

建設工事業について、工事請負契約等を締結の上、施工等を行っており、完成した建設製品を顧客に引き渡す履行義務を負っております。

当該契約について、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、当該財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として各期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は原価回収基準により収益を認識しております。

契約における工事着工日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、取引価格および履行義務の対価の支払条件は、請負工事契約等により決定されており、通常、完成した成果物の引き渡しと同時期に請負代金の支払を受けております。また、変動対価等を含む収益の額に重要性はなく、履行義務の対価に重大な金融要素を含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

5. 会計方針の変更に関する事項

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約等に関して、従来は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事等については工事進行基準を、その他の工事等については工事完成基準を適用していましたが、少額又は期間がごく短い工事等を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは主に見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)によっております。

また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、少額又は期間がごく短い工事等については、工事完了時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,014,227千円増加し、売上原価は636,075千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ378,152千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は260,553千円増加しております。

なお、収益認識会計基準等の適用により、前連結会計年度において流動資産に表示していた「受取手形・完成工事未収入金」は「受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産」に含めて表示し、流動負債の「工事未払金」に含めていた「工事未払金」、「買掛金」は当連結会計年度より個別掲記することとしております。また流動負債の「未成工事受入金」は「契約負債」へ組み替えを行い個別掲記することとしております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更に関する事項

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において従来、「完成工事高」、「完成工事原価」及び「完成工事総利益」として表示していたものは、当社グループの事業内容の拡大に伴い、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益」として表示しております。

7. 会計上の見積りに関する事項

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識される完成工事高 30,199,719千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原価比例法により、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度に基づいて計上しておりますが、当該見積りは、顧客の指図に基づいて行われるなど、契約内容の個別性が強いことや、工事の進行途上において当初は想定していないような事情の変化などにより影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の業績に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 有形固定資産の減価償却累計額 6,341,411千円
- 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約にかかる未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

(連結損益計算書に関する注記)

- 売上高の内訳は次の通りです。

完成工事高	44,455,992千円
その他事業売上高	44,185千円
計	44,500,177千円

- 完成工事高のうち、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、30,199,719千円であります。
- 研究開発費の総額は、156,924千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数 普通株式 26,927,652株
- 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月15日 定時株主総会	普通株式	641,384	25	2022年3月20日	2022年6月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 633,903千円
- ② 1株当たり配当額 25円
- ③ 基準日 2023年3月20日
- ④ 効力発生日 2023年6月16日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、退職給付に係る資産であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、毎月の定例会議において工事別の債権回収状況についてその状況を役職員全員が把握しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び、安全運用に係る短期のもので、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、債券には、組込デリバティブと一体処理した複合金融商品が含まれております。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。営業債務である工事未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、営業取引に係る運転資金の調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券・投資有価証券 その他有価証券	8,743,610	8,743,610	—
資産計	8,743,610	8,743,610	—
(1) 長期借入金	619,728	628,912	9,184
負債計	619,728	628,912	9,184

(※1) 現金預金、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、工事未払金、買掛金、短期借入金並びに未払費用につきましては、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は「(1) 有価証券・投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	588,449

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	6,151,529	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	18,613,770	—	—	—
有価証券・投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	316,007	866,838	510,456	15,453
合計	25,081,306	866,838	510,456	15,453

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	900,000	—	—	—	—	—
長期借入金	39,437	39,853	40,275	40,702	41,135	418,323
合計	939,437	39,853	40,275	40,702	41,135	418,323

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	6,192,142	—	—	6,192,142
債券	—	1,805,960	—	1,805,960
その他	—	745,507	—	745,507
資産計	6,192,142	2,551,468	—	8,743,610

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	628,912	—	628,912
負債計	—	628,912	—	628,912

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券その他は市場での取引頻度が低く、活発な市場における取引相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項目	建築・ 土木	空調・ 衛生	電気・ 通信	水処理 プラント	冷凍・ 冷蔵	その他	合計
一定期間にわたり移転される財又はサービス							
建設	3,891,171	24,577,221	6,673,012	5,488,430	2,012,031	—	42,641,867
設備等の メンテナンス	—	1,748,679	—	—	—	—	1,748,679
不動産管理	—	—	—	—	—	32,570	32,570
一時点で提供される財							
物品等の販売	20,592	—	—	44,852	—	—	65,445
顧客との契約 から生じる収益	3,911,763	26,325,900	6,673,012	5,533,283	2,012,031	32,570	44,488,562
リース収益	—	11,615	—	—	—	—	11,615
外部顧客への売上高	3,911,763	26,337,516	6,673,012	5,533,283	2,012,031	32,570	44,500,177

なお、一定期間にわたり移転される財又はサービスには、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日改正）に従い顧客との契約について認識される売上高が含まれております。

リース収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づくものであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,671,767
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	9,095,315
契約資産（期首残高）	6,886,320
契約資産（期末残高）	9,518,454
契約負債（期首残高）	2,205,579
契約負債（期末残高）	2,175,963

注) 1. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は、請負工事契約において顧客への引渡しを完了した時点で契約資産から債権へ変更しております。顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産に含めております。

2. 契約資産

契約資産は、請負工事契約における履行義務の充足に基づいて認識される権利です。工事の進捗度に応じて契約資産を認識し、顧客による検収、顧客への引渡しを完了した時点で顧客との契約から生じた債権に含めております。契約資産は、連結貸借対照表において、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産に含めております。

3. 契約負債

契約負債は、請負工事契約における履行義務の充足に先立って受領した対価であり、履行義務を充足した時点で収益に振り返られます。

4. 当期認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は1,081,499千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	12,665,364
1年超	5,068,980
合計	17,734,345

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,362円14銭

1株当たり当期純利益

80円68銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月13日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西村 健太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田 力也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマトの2022年3月21日から2023年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2022年3月21日から2023年3月20日までの第78期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2023年5月15日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監査役会

常勤監査役 横 堀 元 久 ⑩

監 査 役 石 田 修 ⑩

監 査 役 金 井 祐 二 ⑩

(注) 監査役石田 修および監査役金井 祐二は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,238,126	流 動 負 債	9,967,601
現金預金	2,183,753	工事未払金	5,321,356
受取手形	1,259,055	短期借入金	600,000
完成工事未収入金	6,126,611	未払費用	657,748
契約資産	9,518,454	未払法人税等	246,000
有価証券	617,287	未払消費税等	191,857
材料貯蔵品	181,902	契約負債	1,682,852
未成工事支出金	1,220,812	賞与引当金	777,500
関係会社短期貸付金	95,572	完成工事補償引当金	71,291
未収入金	192,841	工事損失引当金	11,113
その他	841,834	その他	407,880
固 定 資 産	18,072,971	固 定 負 債	503,796
有 形 固 定 資 産	6,091,134	繰延税金負債	376,137
建物・構築物	2,646,661	役員退職慰労引当金	118,316
機械・運搬具	303,442	その他	9,342
工具器具・備品	245,445		
土地	2,698,230	負債合計	10,471,397
建設仮勘定	197,353		
無 形 固 定 資 産	273,512	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	11,708,324	株 主 資 本	28,393,222
投資有価証券	8,308,212	資 本 金	5,000,000
関係会社株式	1,219,573	資 本 剰 余 金	4,730,625
関係会社長期貸付金	1,406,237	資本準備金	4,499,820
長期前払費用	10,905	その他資本剰余金	230,804
前払年金費用	517,638	利 益 剰 余 金	19,482,582
団体生命保険金	82,416	利益準備金	469,687
敷金及び保証金	61,818	その他利益剰余金	19,012,894
会 員 権	82,590	別 途 積 立 金	4,200,000
その他	18,930	繰越利益剰余金	14,812,894
		自 己 株 式	△819,985
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,446,478
		その他有価証券評価差額金	1,446,478
		純資産合計	29,839,700
資 産 合 計	40,311,098	負 債 純 資 産 合 計	40,311,098

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

(2022年3月21日から)
(2023年3月20日まで)

(単位：千円)

完 成 工 事 高 完 成 工 事 原 価		37,152,349
完 成 工 事 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		33,873,930
営 業 利 益 営 業 外 収 益		3,278,418
受 取 利 息 及 び 配 当 金 有 価 証 券 評 価 益 有 価 証 券 償 還 益 受 取 賃 貸 料 電 力 販 売 収 益 そ の 他	288,948 2,190 62,135 32,165 4,541 61,086	1,672,694
営 業 外 費 用		1,605,724
支 払 利 息 投 資 有 価 証 券 評 価 損 投 資 有 価 証 券 償 還 損 賃 貸 費 用 電 力 販 売 費 用 そ の 他	10,677 13,553 219 22,689 1,337 6,414	451,067
経 常 利 益		2,001,901
特 別 利 益		2,001,901
固 定 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,775 549,937	551,713
特 別 損 失		551,713
固 定 資 産 処 分 損 投 資 有 価 証 券 評 価 損 会 員 権 評 価 損	287 7,356 440	8,083
税 引 前 当 期 純 利 益		2,545,531
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 過 年 度 法 人 税 等 法 人 税 等 調 整 額	707,586 107,570 123,568	938,725
当 期 純 利 益		1,606,805

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,000,000	4,499,820	230,804	4,730,625	469,687	4,200,000	13,791,996	18,461,683
会計方針の変更による 累積的影響額							55,477	55,477
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,000,000	4,499,820	230,804	4,730,625	469,687	4,200,000	13,847,473	18,517,161
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△641,384	△641,384
当期純利益							1,606,805	1,606,805
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	965,420	965,420
当期末残高	5,000,000	4,499,820	230,804	4,730,625	469,687	4,200,000	14,812,894	19,482,582

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△589,146	27,603,162	1,533,736	1,533,736	29,136,898
会計方針の変更による 累積的影響額		55,477			55,477
会計方針の変更を反映した当期首残高	△589,146	27,658,639	1,533,736	1,533,736	29,192,376
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△641,384			△641,384
当期純利益		1,606,805			1,606,805
自己株式の取得	△230,838	△230,838			△230,838
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△87,258	△87,258	△87,258
事業年度中の変動額合計	△230,838	734,582	△87,258	△87,258	647,323
当期末残高	△819,985	28,393,222	1,446,478	1,446,478	29,839,700

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。

(3) 完成工事補償引当金 …… 完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

(4) 工事損失引当金 …… 受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点でまたは充足するにつれて収益を認識する

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

建設工事業について、工事請負契約等を締結の上、施工等を行っており、完成した建設製品を顧客に引き渡す履行義務を負っております。

当該契約について、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、当該財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として各期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は原価回収基準により収益を認識しております。

契約における工事着工日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、取引価格および履行義務の対価の支払条件は、請負工事契約等により決定されており、通常、完成した成果物の引き渡しと同時期に請負代金の支払を受けております。また、変動対価等を含む収益の額に重要性はなく、履行義務の対価に重大な金融要素を含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理の方法 …… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 会計方針の変更に関する事項

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約等に関して、従来は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事等については工事進行基準を、その他の工事等については工事完成基準を適用しておりましたが、少額又は期間がごく短い工事等を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは主に見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)によっております。

また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しており、少額又は期間がごく短い工事等については、工事完了時に収益を認識しております。

その他、建設工事業で行っている一部の業務委託に関する取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する場合に、従来は顧客から受取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受取る額から業務委託先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は216,285千円増加し、売上原価は102,438千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ113,846千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は55,477千円増加しております。

なお収益認識会計基準等の適用により、前事業年度まで流動資産の「完成工事未収入金」に含めていた「契約資産」は当事業年度より個別掲記することとしております。また、流動負債の「未成工事受入金」は「契約負債」へ組み替えを行い個別掲記することとしております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

7. 会計上の見積りに関する事項

一定の期間にわたり認識される完成工事高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識される完成工事高 27,844,803千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表」会計上の見積りに関する事項に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,669,606千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示しているものを除く）
短期金銭債権 30,586千円 短期金銭債務 324,406千円
3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約にかかる未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 完成工事高のうち、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、27,844,803千円であります。
2. 関係会社との取引高
売上高 352,911千円
仕入高 2,793,598千円
営業取引以外の取引高 20,641千円
3. 研究開発費の総額は、156,924千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数 普通株式 1,571,497株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、前払年金費用であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 ロードステ ーション前 橋上武	群馬 県前 橋市 古市 町 118	100,000	道の 駅に 関す る設 計・ 建設 及び 運営 業務	(所有) 60%	資金の 貸付	資金の 貸付	470,000	関係会 社短期 貸付金	30,572
									関係会 社長期 貸付金	439,427
子会社	株式会 社スズ デン	山形 県山 形市 釈迦 堂 1479 番地	20,000	電気 工事、 電気 通信 工事、 他	(所有) 100%	資金の 貸付	資金の 貸付	840,000	関係会 社長期 貸付金	840,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,176円82銭

1株当たり当期純利益

62円71銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月13日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西村 健太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田 力也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマトの2022年3月21日から2023年3月20日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月21日から2023年3月20日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2023年5月15日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監査役会

常勤監査役 横 堀 元 久 ㊞

監 査 役 石 田 修 ㊞

監 査 役 金 井 祐 二 ㊞

(注) 監査役石田 修および監査役金井 祐二は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第78期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は633,903,875円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月16日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築と、経営責任の明確化および株主の皆様への信頼の機会の増加による、コーポレートガバナンスの一層の強化を目的として、取締役の任期を2年から1年に変更することとし、これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定の削除および条数の変更をするものであります。

尚、変更後の任期は、本総会で選任される取締役から適用されます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3. 増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(補欠選任)</p> <p>第24条 <u>取締役が欠員を生じて、法定の員数を欠かず業務に差し支えないときはその補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>第25条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第24条～第44条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

現取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まちだ ゆたか 町 田 豊 (1952年6月11日生)	1975年3月 当社入社 2000年3月 当社冷熱部工事二部長代理 2002年3月 当社栃木支店工事部長 2003年3月 当社栃木支店長 2005年6月 当社執行役員栃木支店長 2009年6月 当社取締役執行役員栃木支店長 2011年3月 当社取締役常務執行役員栃木支店長 2013年3月 当社取締役常務執行役員事業本部長兼技術本部・栃木支店業務執行責任者 2013年6月 当社専務取締役事業本部長兼栃木支店業務執行責任者 2015年6月 当社取締役副社長事業本部長兼栃木支店業務執行責任者 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員事業本部長業務執行最高責任者 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員業務執行最高責任者 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社埼玉ヤマト 代表取締役社長 株式会社サイエイヤマト 代表取締役社長 株式会社テンダー 代表取締役社長 株式会社ロードステーション前橋上武 代表取締役	84,000株
[取締役候補者とした理由] 町田 豊氏は、2009年に当社の取締役就任後、2016年から当社の代表取締役として、当社グループの経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	よしい まこと 吉井 誠 (1950年1月19日生)	1972年3月 当社入社 1998年3月 当社環境建設部営業統括部長 2002年3月 当社環境事業部長 2005年6月 当社取締役執行役員環境事業部長 2006年3月 当社取締役執行役員環境事業部長兼高崎支店担当 2011年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部長兼高崎支店長 2012年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部長兼高崎支店・東北支店業務執行責任者 2013年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2015年3月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長兼首都圏営業部・環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2016年6月 当社取締役専務執行役員企画営業本部長兼首都圏営業部・環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2017年3月 当社取締役専務執行役員企画営業本部長兼環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2019年3月 当社取締役専務執行役員事業本部長兼新規事業開発部長 2020年3月 当社取締役専務執行役員事業本部長兼購買部担当 2021年3月 当社取締役副社長執行役員事業本部長兼購買部担当 2023年3月 当社取締役副社長執行役員事業本部長 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社大塚製作所 代表取締役社長	29,260株
〔取締役候補者とした理由〕吉井 誠氏は、長年にわたる営業部門並びに事業部門の責任者として、豊富な実績と経験に加え、2005年から当社の取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かたぬま あきら 片 沼 聡 (1961年12月9日生)	1987年2月 当社入社 2003年3月 当社冷熱部工事一部部長代理 2009年3月 当社冷熱部工事統括部長 2015年3月 当社執行役員冷熱部長 2015年6月 当社取締役執行役員冷熱部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員冷熱部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員冷熱部担当 2022年6月 当社取締役専務執行役員冷熱部担当 2023年3月 当社取締役専務執行役員事業本部副本部長 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社ヤマト・イズミテクノス 代表取締役社長	19,000株
〔取締役候補者とした理由〕片沼 聡氏は、長年にわたり工事部門の責任者を務め、2015年から当社の取締役、2020年5月から当社子会社の代表取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
4	きたむら まこと 北 村 誠 (1952年1月4日生)	1975年3月 当社入社 1998年3月 当社冷熱部工事一部部長 1998年10月 当社生産技術本部統括部長 2001年10月 当社東京支店工事部理事部長 2006年3月 当社執行役員東京支店長 2011年3月 当社執行役員横浜支店長 2015年6月 当社取締役執行役員横浜支店長 2019年7月 当社取締役常務執行役員横浜支店長、兼東京支店・千葉支店担当 2022年3月 当社取締役常務執行役員横浜支店・東京支店・千葉支店担当 2023年3月 当社取締役常務執行役員事業本部副本部長(東京・横浜・千葉支店担当) 現在に至る	17,000株
〔取締役候補者とした理由〕北村 誠氏は、2006年に東京支店長、2011年に横浜支店長として支店運営の責任者を務め、支店業務の拡大に努め、2015年から当社の取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ふじい まさひろ 藤井 政宏 (1964年3月12日生)	1987年4月 株式会社群馬銀行入行 2006年2月 同行宝泉支店支店長 2007年10月 同行営業統括部推進役 2009年8月 同行営業統括部主任推進役 2011年6月 同行高崎北支店支店長 2014年2月 同行本店営業部副部長 2016年10月 同行富岡支店支店長 2018年10月 同行事務集中部部長 2019年4月 同行人事部付部付考査役 2019年5月 当社入社・顧問 2019年6月 当社取締役執行役員管理本部長 現在に至る	5,000株
〔取締役候補者とした理由〕 藤井政宏氏は、2019年から当社の取締役として経営を担ってまいりました。長年にわたり金融機関に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、管理部門並びにコンプライアンス担当として、これまでの経営者としての実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
6	とりい ひろやす 鳥居 博恭 (1969年9月20日生)	2001年5月 当社入社 2007年3月 当社ソリューション企画部部長代理 2013年3月 当社企画推進部長 2015年3月 当社執行役員企画推進部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画推進部長 2022年3月 当社取締役執行役員企画推進部長、 生産システム開発担当 2023年3月 当社取締役執行役員エンジニアリング 事業部長 現在に至る	9,600株
〔取締役候補者とした理由〕 鳥居博恭氏は、企画推進部門における建築分野並びにESG、SDGs等に関する豊富な実績と経験に加え、2019年から当社の取締役として経営を担ってまいりました。これまでの業務に関する実績と経営者としての経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	※ きむら てつお 木村 哲夫 (1956年2月14日生)	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社設計部部長代理 2012年3月 当社設計部部長 2013年3月 当社技術本部設計部・積算部統括部長 2015年3月 当社執行役員技術本部長 2019年6月 当社常務執行役員技術本部長 2022年6月 当社専務執行役員技術本部長 2023年3月 当社専務執行役員設計本部長、兼技術本部長、兼購買部担当 現在に至る	1,000株
〔取締役候補者とした理由〕木村哲夫氏は、長年にわたり施工・技術・設計部門の責任者並びにシステム開発に関する豊富な実績と経験に加え、2015年3月から当社の執行役員、2019年6月から当社の常務執行役員、2022年6月から当社の専務執行役員として業務を担ってまいりました。こうした業務の実績と経験を生かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できるため取締役候補者としております。			
8	※ さとう くにあき 佐藤 邦昭 (1964年6月17日生)	1988年6月 当社入社 2007年3月 当社冷熱部営業二部部長代理 2014年3月 当社冷熱部営業統括部長 2020年3月 当社執行役員冷熱部長 2023年3月 当社常務執行役員冷熱部長 現在に至る	1,110株
〔取締役候補者とした理由〕佐藤邦昭氏は、長年にわたり営業部門の責任者として豊富な職務経験を有しており、2020年3月から当社の執行役員、2023年3月から当社の常務執行役員として業務を担ってまいりました。こうした業務の実績と経験を生かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できるため取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	いしだ あきひろ 石田 哲博 (1950年3月29日生)	1973年4月 群馬県庁入庁 2008年4月 同庁企画部長 2009年4月 株式会社エフエム群馬入社 2009年6月 同社専務取締役 2010年6月 同社代表取締役社長 2018年6月 同社取締役会長 2021年6月 同社相談役(2023年6月退任予定) 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る	14,000株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕石田哲博氏は、2015年から当社の社外取締役として業務を担ってまいりました。長年にわたる行政機関での見識とマスメディアの取締役としての豊富な経験から、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただいております。今後も、当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。			
10	こうもと えいいち 河本 榮一 (1942年7月26日生)	1965年4月 株式会社大林組入社 1967年6月 河本工業株式会社取締役 1968年11月 同社代表取締役社長 2022年4月 同社代表取締役会長 現在に至る 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る	2,000株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕河本榮一氏は、2019年から当社の社外取締役として業務を担ってまいりました。現在、企業の代表取締役会長を務め、経営者として建設分野の豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も、当社の業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任候補者であります。
3. 石田哲博氏および河本榮一氏は社外取締役候補者であります。なお、石田哲博氏および河本榮一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をする予定であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
石田哲博氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。
河本榮一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 石田哲博氏および河本榮一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
6. 石田哲博氏および河本榮一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 石田哲博氏および河本榮一氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 石田哲博氏および河本榮一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
9. 当社は、会社役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役石田 修氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ もちづき あつし 望月 淳 (1958年1月13日生)	1981年4月 株式会社横浜銀行入行 2008年4月 同行執行役員 2010年6月 同行取締役執行役員 2013年4月 同行取締役常務執行役員 2015年4月 同行代表取締役常務執行役員 2016年6月 同行代表取締役副頭取 2017年6月 浜銀ファイナンス株式会社 代表取締役会長 2021年6月 株式会社民間資金等活用事業推進機構 非常勤取締役 現在に至る 2022年6月 エス・オー・シー株式会社 非常勤取締役 現在に至る	0株
〔社外監査役候補者とした理由〕望月 淳氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と企業経営における企画・管理・財務・会計に関する相当程度の知見を有するとともに、地方創生担当および経済団体での活動で培われた幅広い経験を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任しております。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. ※は、新任候補者であります。
 3. 望月 淳氏は社外監査役候補者であります。なお、望月 淳氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をする予定であります。
 4. 望月 淳氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
 5. 望月 淳氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 6. 望月 淳氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 7. 望月 淳氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 8. 当社は、会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任されます齋藤利明氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

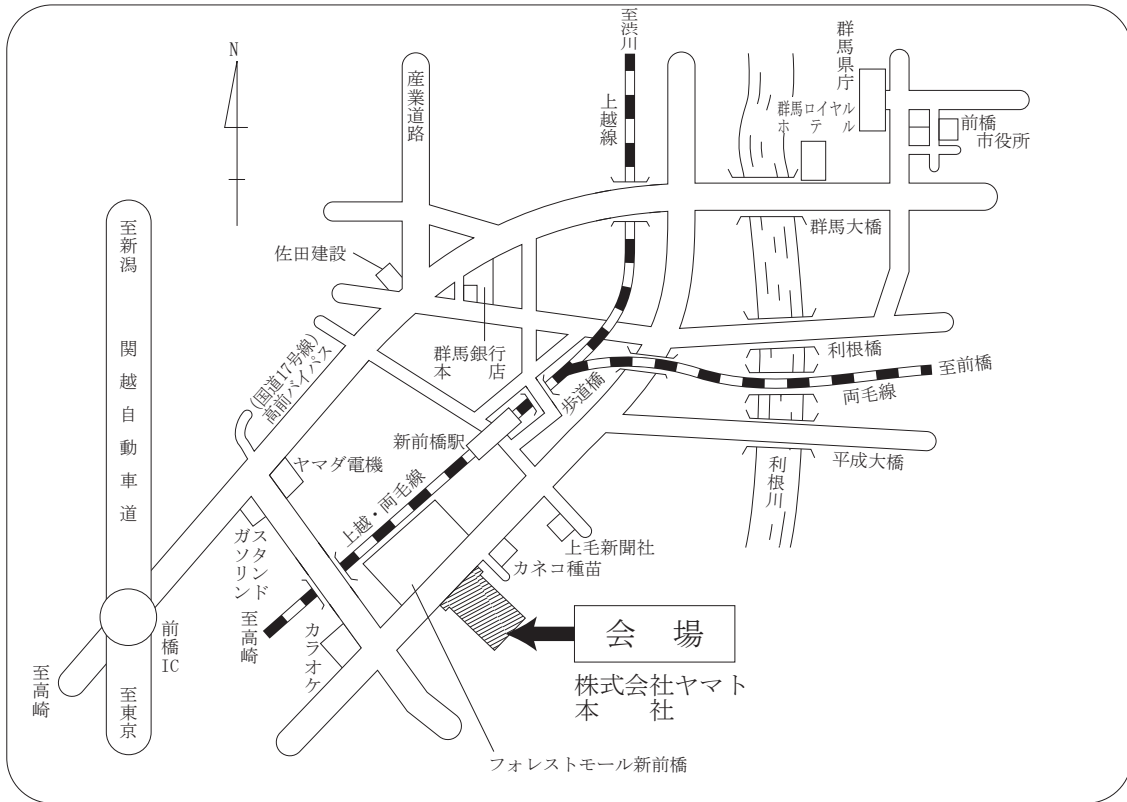
退職慰労金につきましては、企業業績および企業価値の持続的な向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社「取締役の退職慰労金支給規定」に基づき決定し、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定され、事業報告15頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断するものであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
さいとう としあき 齋 藤 利 明	2015年6月 当社取締役執行役員温浴事業部長 2023年3月 当社取締役執行役員エンジニアリング事業部 温浴事業担当部長 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図



会場 群馬県前橋市古市町118番地
 当社 本社2階 会議室
 TEL 027-290-1800(代)

交通機関 JR 東日本 新前橋駅より 徒歩約5分
 関越自動車道 前橋ICより 車で約5分